

平成30年度
動物用医療機器・体外診断用医薬品
に関する医薬品医療機器等法講習会

動物用医療機器の 製造販売承認申請等の手続

農林水産省 動物医薬品検査所
企画連絡室 審査調整課

平成30年11月8日

講演内容

2

- 1 動物用医療機器とは
- 2 製造販売承認申請について
- 3 承認事項等の変更について
- 4 製造販売届出について
- 5 届出事項の変更について
- 6 その他の届出等について

動物用医療機器とは

- ・動物用医療機器とは
- ・動物用高度管理医療機器とは
- ・動物用管理医療機器とは
- ・動物用一般医療機器とは
- ・動物用医療機器のクラス分類に関する留意事項

動物用医療機器とは

4

- 動物の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されることが目的とされている機械器具等
- 動物の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている機械器具等
- 政令（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）施行令別表第1）で定めるもの
 - 機械器具 • 医療用品 • 歯科材料 • 衛生用品
 - プログラム • プログラムを記録した記録媒体
 - 動物専用医療機器

(法第2条第4項)

動物用高度管理医療機器とは

5

- 副作用又は機能の障害が生じた場合において
動物の生命及び健康に重大な影響を与えるお
それがあることからその適切な管理が必要な
ものとして、農林水産大臣が薬事・食品衛生
審議会の意見を聴いて指定するもの

(法第2条第5項)

- 法第2条第5項から第7項までの規定により
農林水産大臣が指定する高度管理医療機器、
管理医療機器及び一般医療機器（平成16年
12月24日農林水産省告示第2217号（以下、
「農水告示第2217号」という。）の別表
第1に掲げるもの

動物用高度管理医療機器の例

6

- 閉鎖循環式麻酔システム
- 人工心臓弁
- 人工心肺装置
- 人工腎臓装置
- ペースメーカー
- 閉鎖循環式保育器

動物用管理医療機器とは

7

- 高度管理医療機器以外の副作用又は機能の障害が生じた場合において**動物の生命及び健康に影響を与える**おそれがあることからその適切な管理が必要なものとして、農林水産大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するもの
(法第2条第6項)
- 農水告示第2217号の**別表第2**に掲げるもの

動物用管理医療機器の例

8

- 麻酔器並びに麻酔用呼吸囊及びガス吸収かん※
- 呼吸補助器
- 内臓機能代用器 ※
- 保育器 ※
- エックス線発生装置及びエックス線管装置
- 結石破碎装置
- 臨床化学分析装置
- 骨接合用品

※動物用高度管理医療機器に指定されたものを除く。

動物用一般医療機器とは

9

- 高度管理医療機器及び管理医療機器以外の副作用又は機能の障害が生じた場合においても、
動物の生命及び健康に影響を与えるおそれがあるとんどないものとして農林水産大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するもの
（法第2条第7項）
- 農水告示第2217号の別表第3に掲げるもの

動物用一般医療機器の例

10

- 医療用消毒器
- 医療用殺菌水装置
- 聴診器
- 体温計
- 尿化学分析装置
- 硬性内視鏡
- 医療用ピンセット
- 単回使用注射用針

動物用医療機器のクラス分類に関する留意事項（その1）

11

- 臨床化学分析装置、硬性内視鏡等人用のクラス分類と異なる場合があります。
- 平成27年4月9日の農水告示第2217号の一部改正によりクラス分類が変更となつた一般的名称があります。

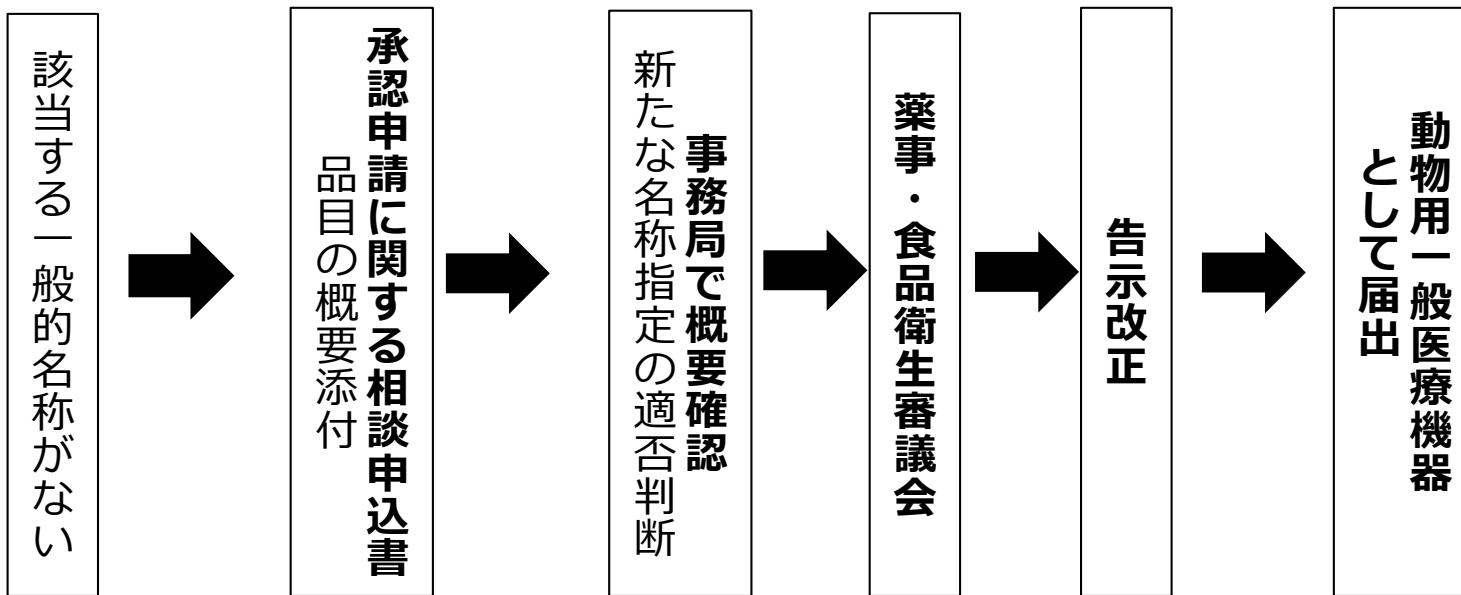
一般→管理：標識用器具

管理→一般：超音波画像診断装置、多項目モニタ、
単回使用採血用針等

動物用医療機器のクラス分類に関する留意事項（その2）

12

- 一般医療機器として届出するにあたっては、該当する一般的な名称がない場合、原則として承認申請が必要となります。現在は、事業者からの承認相談により、一般的な名称の新設を行っており、届出は一般的な名称の新設後に行う。



動物用医療機器のクラス分類に 関する留意事項（その3）

13

- 農水告示第2217号の一部改正により追加された一般的名称があります。

平成29年6月16日 一般：医療用スポンジ

平成29年9月27日 一般：非吸収性皮膚用創傷被覆・
保護材、温熱用パック

動物用医療機器のクラス分類に関する留意事項（その4）

14

動物用一般医療機器の品目拡大のための調査

（調査期間：平成30年1月22日～3月23日）

【調査内容】

今後、動物用一般医療機器として製造販売を考えている製品のうち、該当する一般的の名称がないものについて、動物用医療機器製造販売業者及び動物用医療機器関係団体を対象に調査

【調査結果】

13業者より49品目の回答

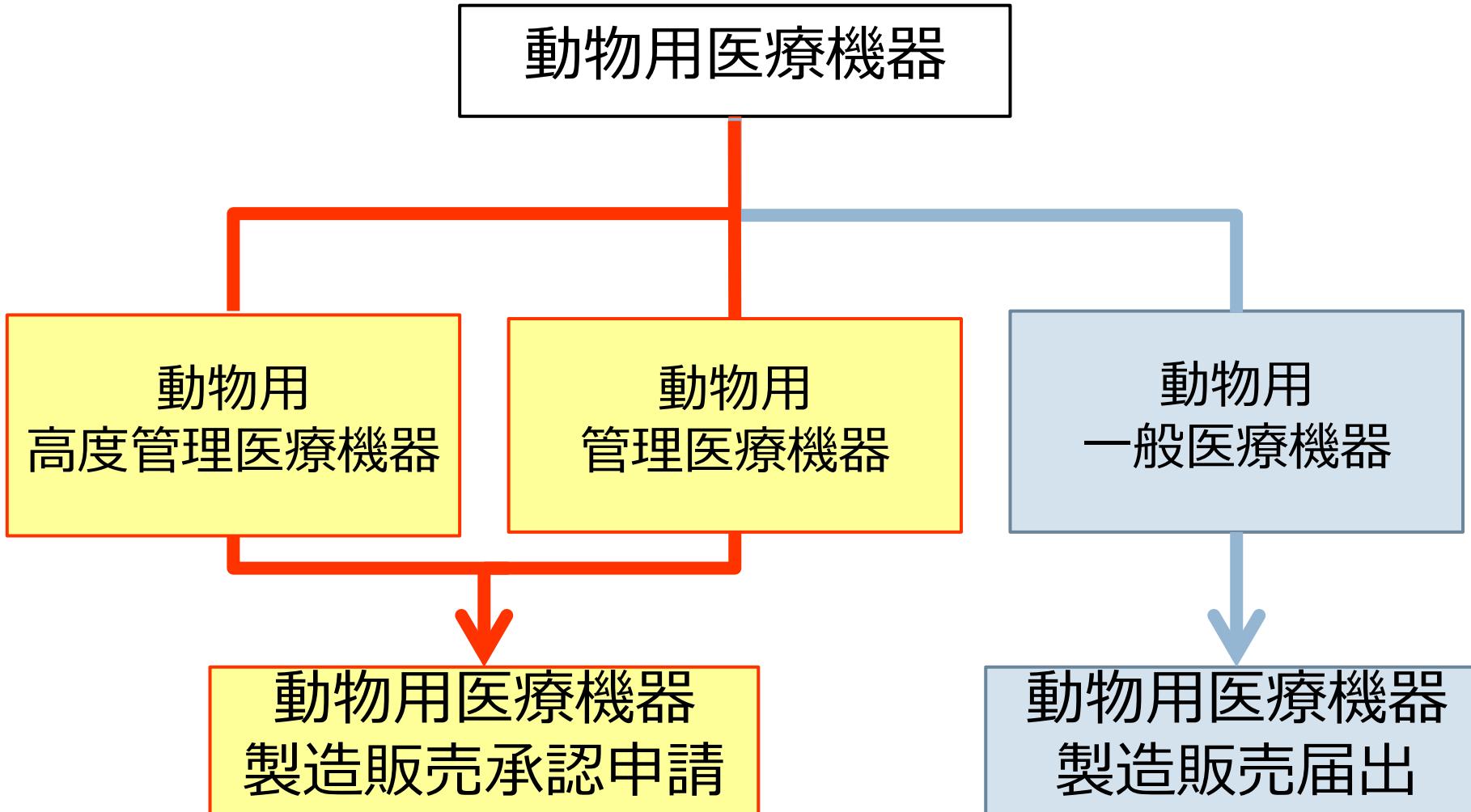
このうち、事務局にて、新たに指定すべき一般的の名称をとりまとめ、新設のための手続きを進めています。

製造販売承認申請について

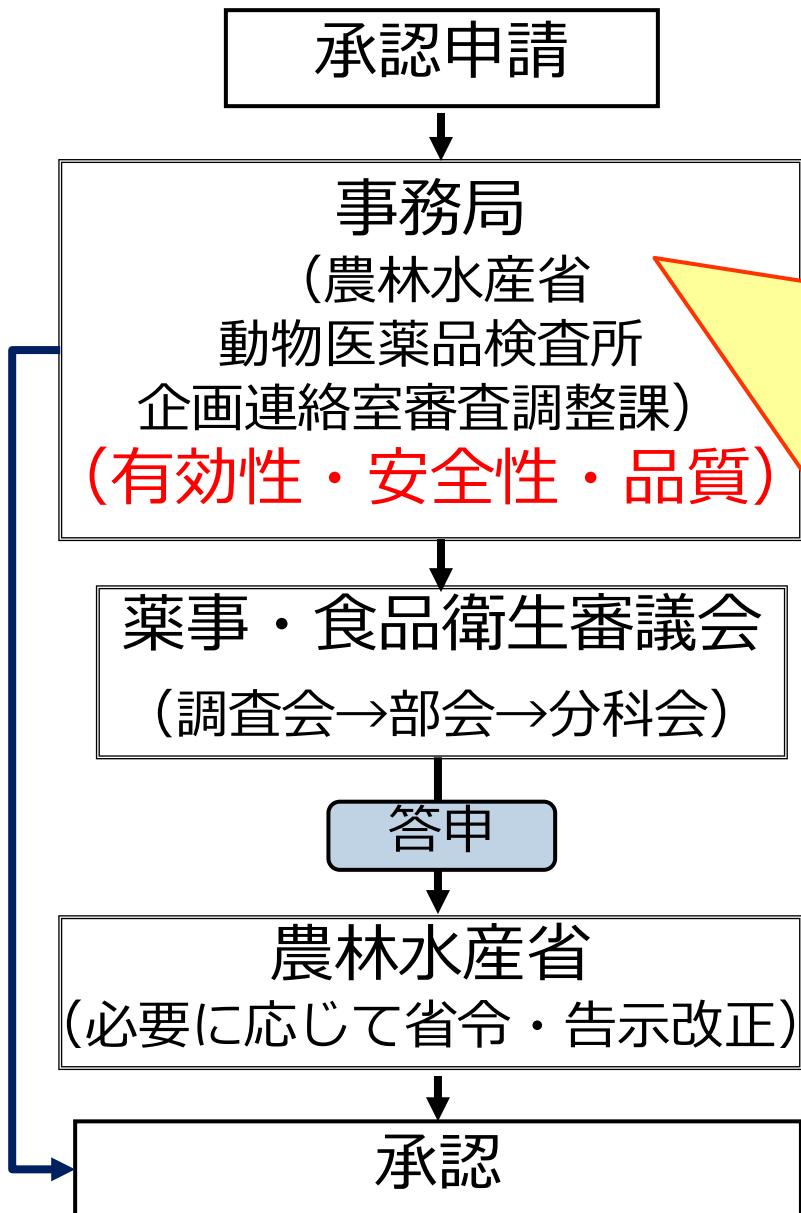
- ・ 製造販売承認申請を要するもの
- ・ 承認までの流れ
- ・ 承認申請提出書類
- ・ 承認申請書作成上の注意事項
- ・ 承認申請書記載事項
- ・ 添付資料について
- ・ 一括承認について
- ・ 指摘事項に対する回答について

製造販売承認申請を要するもの

16



承認までの流れ



【ヒアリング（要すると判断された場合）】

- ・事前に承認の可否に関する論点を送付
- ・原則として概要の説明は不要
- ・製品の見本の確認

【指摘事項】

- ・概ね2か月を目安に通知
- ・原則2回まで（追加データ提出等により3回以上になることも）

承認申請提出書類

18

- 動物用医療機器製造販売承認申請書→正1通
- 添付資料（薬事・食品衛生審議会に上程するものは概要書も）
- 第Ⅰ種又は第Ⅱ種動物用医療機器製造販売業許可証の写し
- 動物用医療機器製造業（外国製造業者）登録証の写し

注）動物用医療機器適合性調査申請書も合わせて提出してください。（有効な基準適合証がある場合はその写しを提出してください。）

承認申請書等様式一覧

19

<http://www.maff.go.jp/nval/sinsei/yousiki/index.html>

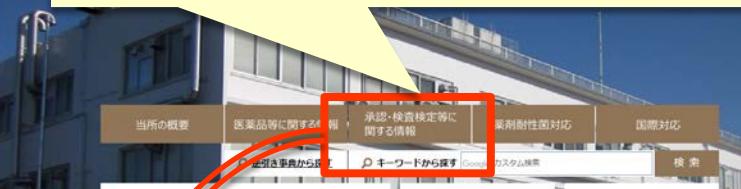
動物医薬品検査所

English 文字サイズ

標準

大きく

①承認・検査検定等に関する情報



動物医薬品検査所

English 文字

キーワードから探す Google カスタム検索

当所の概要

医薬品等に関する情報

承認・検査検定等に関する情報

薬剤耐性菌対応

承認・検査検定等に関する情報

申請・届出情報

検定・検査等情報

承認・審査

GMP

関係法令

承認・検査検定等に関する講演資料

その他

②申請・届出情報

動物医薬品検査所

English 文字サイズ

標準

大きく

キーワードから探す Google カスタム検索

検索

当所の概要 医薬品等に関する情報 承認・検査検定等に関する情報 薬剤耐性菌対応 國際対応

ホーム > 申請・届出 > 申請書等様式

動物医薬品検査所あてに送付する製造販売承認申請書等の様式一覧

文書名	根拠法令等	様式
1 動物用医薬品（医薬部外品）製造販売承認申請書 ・申請者用チェックシート（生物学的製剤）を掲載しました。 ・申請者用チェックシート（生物学的製剤・シードロット製剤）を掲載しました。 ・申請者用チェックシート（一般医薬品）を掲載しました。 ・申請者用チェックシート（抗原試験）を掲載しました。	法14-1	規則様式第13号（一）  128KB  36KB
2 動物用外国製造医薬品 製造販売承認申請書	法19の2-1	 13号（二）  B
3 動物用医療機器製造販売承認申請書 ・申請者用チェックシート（動物用医療機器）を掲載しました。	法23の2の5-1	規則様式第13号（三）  120KB  35KB

チェックシート

③様式

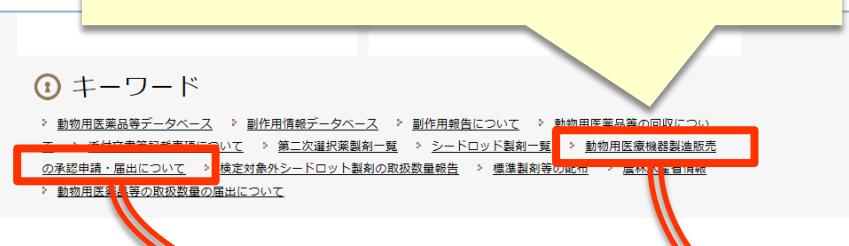
承認申請書等の記載例

20

<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/iryoukiki/pdf/20150814mokuup.pdf>



①動物用医療機器製造販売の承認申請・届出について



動物医薬品検査所

当所の概要 医薬品等に関する情報 承認・検査検定等に関する情報 薬剤耐性菌対応 国際

キーワードから探す Google カスタム検索

ホーム > 動物用医療機器製造販売の承認申請・届出等について

動物用医療機器製造販売の承認申請・届出等について

1. 動物用医療機器一般的名称一覧

2. 動物用医療機器製造承認申請のためのモックアップ【動物用X線撮影装置】

3. 参考

(1)動物用医療機器製造販売承認申請のためのモックアップ【動物用X線撮影装置】について (PDF: 3,345KB)

手数料及び標準処理期間

21

	手数料 ※ 1		標準処理期間 ※ 2
	承認	事変承認	
新動物用医療機器	526,400円	26,700円	12か月
その他の 動物用医療機器	58,200円	26,700円	6か月

※ 1 収入印紙を申請書の第一面又は裏面に貼付してください。

※ 2 提出資料の不備の補正に要する期間及び当局からの指摘事項に対して申請者から回答がなされるまでの期間はこれに含まれません。

申請書の提出先

22

- 提出書類の宛先は農林水産大臣（氏名も記載）
- 農林水産省 動物医薬品検査所 企画連絡室 審査調整課 医療機器担当宛てに提出してください。直接持参でも郵送でも可能です。
- 申請日の考え方について
 - ・申請書右上に記入する日を申請日としてください。
 - ・申請日は持参申請の場合は持参日、郵送申請の場合は投函日としてください。（極端に前の日を記載することのないようにしてください。）

承認申請書作成上の注意事項 【全体】

23

- 適切な手数料の収入印紙を貼り付けてください。
- 誤字、誤記、誤訳、欠落に注意してください
(項目番号、ページ等は前後しないように注意してください)。
- SI単位系以外のものを使用しないでください。
- 数値の丸め方（四捨五入等）を統一してください。
- 様式やスタイル等は統一してください。
- 略号を用いる際には、明確な定義の後に使用してください。

承認申請書作成上の注意事項

【用語】

24

- 繁用される用語は目次の前に一覧表で記載してください。
- 新たな用語を使う際は、適切な箇所で必要な説明をしてください。
- 類似の用語を使用する場合は、使い分けを明確にしてください。
- 同一の意味を複数の用語で表現したり、同一の用語に複数の意味を持たせることは避けてください。

承認申請書作成上の注意事項

【文献の引用】

25

- 引用部分と被引用部分の対応を確認してください。
- 2重引用や循環するような引用は行わないようにしてください。
- 記載事項が添付資料のどこに記載されているのか明確にわかるようにしてください。
- 概要書では引用文献を章ごとに記載してください。
- 図や表にはタイトル及び番号を入れてください。

承認申請書作成上の注意事項

【試験データの取扱いと考察】

26

- 理解が困難な表現や、異なる理解が可能な表現は避けてください。
- 有害事象等の不本意なデータや、矛盾するデータ等はコメントを記載してください。
- 時系列が前後しないように記載する等、前から順に読んで理解できる構成としてください。
- 推定に基づく「根拠のない断定」は行わないようしてください。

承認申請書作成上の注意事項

【試験データの取扱いと考察】

27

- 記載内容の出典（もとのデータ）がわかるように記載してください。
- 必要なデータを省略したり、不要なデータを添付、引用しないでください。
- ロット番号や試験品の記号等の斉一性を確認してください
- 図や表にはタイトル及び番号を入れてください。

承認申請書作成上の注意事項 【試験データの取扱いと考察】

28

- 試験資料については、**試験を実施した者**（複数の場合は試験の実施を総括する立場に有る者とする。）**の陳述及び署名**を記載してください。なお、試験実施者が既に死亡している等やむを得ない事情により陳述及び署名を記すことができない場合は、その理由を明らかにした書面を添付してください。
- 試験資料については、**可能な限り原本**を提出してください。原本のコピーである場合は、その旨を陳述してください。

承認申請書記載事項

1 製造業者又は登録外国製造業者の氏名又は名称及び住所

29

- 製造販売しようとする品目に係る全ての製造業者及び登録外国製造業者を記載してください。

【製造業者及び登録外国製造業者の登録の範囲】

- ・主たる組立てその他の主たる製造工程
- ・滅菌
- ・国内における最終製品の保管
(設計に関する製造業者の記載は不要です。)

- 登録証（※）の記載を正確に記載してください。

(※ 許可又は認定からみなしで登録されたものは許可証又は認定証)

上記は次の項目にも共通することです。

承認申請書記載事項

2 製造業者又は登録外国製造業者の登録年月日及び登録番号

30

- 登録年月日は登録の有効期間の開始年月日を記載してください。
(登録証の発行年月日ではありません。)
- 許可(※)からみなして登録されたものについては、
許可証に記載されている許可年月日 (許可の有効
期間の開始年月日) 及び許可番号を登録年月日及
び登録番号とみなして記載してください。
(※ 外国製造業者の場合は認定)
- 登録申請中の場合には、「○年○月○日登録申請
中」等と記載してください。

承認申請書記載事項

3 製造販売しようとする品目

31

- 販売名の後に括弧書きで一般的な名称を併記してください。**一般的な名称は動物用の一般的な名称を記載してください。**
- 次に掲げるような販売名は避けてください。
 - ・他者の商標登録に抵触するもの
 - ・他の品目を疑わせるもの
 - ・誇大なもの
 - ・英数字のみのもの
 - ・品位に欠けるもの
 - ・医療機器以外のものと誤解されやすいもの

承認申請書記載事項

4 形状、構造及び寸法（1／4）

32

- **概要**：申請品目の構成、原理、使用目的、使用方法等を要領よく簡潔に記載してください。また、併用する動物用医療機器がある場合には、承認（又は届出）番号、承認（又は届出）年月日とともに販売名を例示してください。
- **構成**：申請品目の構成を写真、略図等を用いて、付属品等を含めて記載してください。組合せ機器の場合には、最大の組合せによるリストを作成し、組合せによる類型を明確にしてください。

承認申請書記載事項

4 形状、構造及び寸法（2／4）

33

- **電気的定格**：申請品目を使用するに当たって電気を必要とする場合、当該医療機器が安全に正しく作動するための電源電圧（交流・直流の別を含む。）、周波数、電源入力について、定格値及び許容変動範囲を記載してください。
- **機器の分類**：電撃に対する保護の形式による分類、電撃に対する保護の程度による装着部の分類を記載してください。

【記載例】

電撃に対する保護の形式による分類：クラス I 機器

電撃に対する保護の程度による装着部の分類：BF形装着部

承認申請書記載事項

4 形状、構造及び寸法（3／4）

34

- **図面及び寸法**：主要な機器別に、外観図を主体とした、機器の外径寸法をSI単位系で記載してください。また、原則として三方向以上の図面を添付してください。図面上に各部の名称を記載してください。
- **内部構造図又は断面図**：性能、機能及び安全に係る部分で、外観図では説明できない場合は、内部構造図又は断面図を添付してください。
- **各部の機能及び動作**：操作部、表示部等の各部について、機能、動作、表示項目、表示範囲等について記載してください。

承認申請書記載事項

4 形状、構造及び寸法（4／4）

35

- **安全装置**：誤動作及び誤操作に対する防止、警報装置等の各種安全装置の機能、動作等について記載してください。
- **作動原理**：申請品目の性能、機能及び安全性に係る内容を中心に、その作動原理を記載してください。
- **ブロック図又は系統図**：機器の作動原理等の理解を容易にするために、各部の機能の相互関係を明確にしたブロック図又は系統図を添付してください。
- **電気回路図**：申請品目を使用するに当たって電気を必要とする場合、電気回路図を添付してください。ただし、ブロック図又は系統図において、電気関係部分が明確になる場合は、添付不要です。

承認申請書記載事項

5 原料及び材料

36

- 構成品毎に、各部品の名称、原材料、その規格等を一覧表にまとめて記載してください。また、動物や血液等にふれる部分がどの部品かも示してください。
- 血液、体液、粘膜等に接触（直接又は間接を問わない。）せず、かつ、性能又は効果に直接関係しない部品又は材料については、簡潔に記載してください。（A B S樹脂、冷間圧延鋼板、アルミニウム、アルミニウム合金押出形材、ガラス繊維強化ポリカーボネート、メタクリル樹脂板、一般電機部品等）

承認申請書記載事項

6 使用方法、7 性能又は効果

37

- **使用方法**：申請品目の具体的な使用方法を記載してください。併用する動物用医療機器がある場合には、本品とどのように併用するのかを記載してください。
- **性能又は効果**：①性能、品目仕様②使用目的、効果（対象動物、対象疾患も記載）を分かりやすく分けて記載してください。

承認申請書記載事項

8 製造方法

38

- 各検査工程も含めフローチャート等により分かりやすく記載してください。
- 検査工程においては実施する検査項目を記載してください。その際、検査項目は9. 検査方法の記載内容と整合させてください。
- 申請品目が複数のユニットから構成される場合は、各構成ユニットごとに記載してください。さらに、複数の製造業者により製造される場合には、それぞれの製造業者がどの工程を担うかを記載してください。
- 滅菌工程を行う場合は、滅菌条件等を記載してください。

承認申請書記載事項

9 検査方法、10 貯蔵方法、11 有効期間

39

- **検査方法**：申請品目の規格及び検査方法を記載してください。規格及び検査方法の設定に当たっては、当該医療機器の有効性、安全性及び品質の確保を図るために必要な規格及び試験方法を設定してください。日本工業規格等の基準に沿って規格及び検査方法を設定した場合は、その旨を記載してください。
- **貯蔵方法、有効期間**：特定の貯蔵方法によらなければその品質を確保することが困難であるか又は特に有効期間を定める必要のある医療機器についてのみ、それぞれその方法又はその期間を記載してください。
(特に無ければ空欄で差し支えありません。)

承認申請書記載事項

12 参考事項（1／2）

40

- 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第63条の2の規定により使用上の注意として添付文書等に以下の事項を定める。」と記載した末尾又は別紙に使用上の注意を記載してください。
- 開発にあたり、動物医薬品検査所における動物用医薬品等の承認相談を行った場合には、相談申込書及び回答等を参考資料として添付してください。
- 適合性調査申請を行っている場合は、その申請年月日を記載してください。**有効な基準適合証がある場合は、その写しを添付してください。**

承認申請書記載事項

12 参考事項（2／2）

41

- GLP及びGCP適用報告書を提出している場合は、その提出年月日を記載してください。
- 治験計画書（治験計画変更届出書を含む。）を提出している場合はその提出年月日を記載してください。
- 他者の有する特許等に抵触していない旨を記載してください。
- 全く反すう動物由来物質が使用されていない場合は、「反すう動物由来物質は含まず。」と記載してください。
- 担当者の氏名、連絡先、電話番号、E-mailアドレスを記載してください。

添付資料について

42

- 動物用医療機器承認申請書に添付して申請しなければならない資料は、以下に定める資料です。
 - イ 起源又は開発の経緯、外国での使用状況等に関する資料
 - 物理的・化学的・生物学的性質、規格、試験方法等に関する資料
 - ハ 製造方法に関する資料
 - ニ 仕様の設定に関する資料
 - ホ 安定性及び耐久性に関する資料
 - ヘ 安全性に関する資料
 - ト 性能に関する資料
 - チ 臨床試験の試験成績に関する資料

添付資料について

43

- **区分1：動物用としては全く新しいもの**（人用として承認又は認証を受けているもの及び鋼製小物を除く。）
- **区分2：人用として承認又は認証を受けているものであって**動物用としては新しいもの（鋼製小物を除く。）
- **区分3：動物用として既に承認されているものと効能又は効果は同一であるが、形状又は構造が承認されているものと異なるもの**（鋼製小物を除く。）
- **区分4：動物用として既に承認されているものと形状又は構造が同一であるが、効能又は効果が承認されているものと異なるもの**（鋼製小物を除く。）
- **区分5：既に承認されている動物用医療機器と同一性を有する**と認められているもの及び鋼製小物

詳細については、**法関係事務の取り扱いについて（局長通知）別紙3別表第5**を参照してください。
(http://www.maff.go.jp/j/syousan/tokusui/yakuzi/internet_hanbai.html)

添付資料について 既承認動物用医療機器との同一性を示す資料

44

- 後発品の場合、既承認品目と申請品目について、形状、構造、原料・材料、性能又は効果、使用目的、作動原理等を詳細に比較（一覧表等を作成し比較）し、同一性について考察した資料を添付してください。

添付資料について

起源又は開発の経緯、外国での使用状況等に関する資料

45

- 申請品目の開発の発想から動物用医療機器としての臨床利用に至るまでの経緯を、その技術の歴史と発展がよく分かるように時系列的に簡潔に示してください。
- 既承認の医療機器と比較して、申請品目の新規な点、改良点、既存類似医療機器との優劣又は同等性の比較等を表等を使用して分かりやすく示してください。
- 外国製品にあっては、海外における使用状況等（使用国名、使用開始年、年間使用概数等）を記載してください。

添付資料について

物理的・化学的・生物学的性質、規格、試験方法等に関する資料

46

- 設定した検査方法により、原則として当該医療機器3ロット（困難な場合は1ロットにつき3回）を用いて試験を実施し、その試験成績を添付してください。
- 実測値のある試験については具体的な値を示した上で、適合（又は不適合）の判断を記載してください。
- 自家試験に用いたロットの、製造番号（記号）、製造年月日、製造量について記載してください。

添付資料について

製造方法に関する資料、仕様の設定に関する資料

47

- **製造方法に関する資料**：複数の製造業者により製造される場合はどの製造業者がどの工程を担うかを記載してください。申請書と同一の記載となる場合は、添付を省略して差し支えありません。
- **仕様の設定に関する資料**：申請書の性能又は効果で記載する品目仕様等について、その設定の根拠となるデータを添付してください。

添付資料について 安定性及び耐久性に関する資料

48

- 滅菌されるものや生体組織を用いる医療機器等で、有効期間を設定する必要がある医療機器については、安定性試験を行い、設定した有効期間を満たすことを確認した試験資料を提出してください。

添付資料について 安全性に関する資料（1／2）

49

- 電気的安全性に関する資料としては、JIS T 0601-1に基づき、温度、電源入力、耐電圧、漏れ電流、保護接地回路の抵抗の各項目についての試験成績書を添付してください。
- 機械的安全性に関する資料としては、耐圧、耐振動、耐衝撃、懸垂保持強度、耐熱、耐寒、防水、防湿等の試験成績書を添付してください。
- 動物に移植、挿入、創傷面への接触等により使用される医療機器については、生物学的安全性に関する資料を添付してください。後発品の場合、既承認動物用医療機器と同一の原材料であることを示した場合は、添付を省略して差し支えありません。

添付資料について 安全性に関する資料（2／2）

50

- 滅菌済みの医療機器については、滅菌に関する資料（無菌試験資料等）を添付してください。
- エックス線関連装置については、法関係事務の取扱いについて（局長通知）の第3の1の（3）の別紙2「動物専用医療用エックス線装置基準」に従って実施した試験の試験成績書を添付してください。

添付資料について 性能に関する資料

51

- 臨床現場で実際に使用された場合を想定して試験を行い、申請品目に期待される性能、効果等が得られることを裏付ける試験成績書を添付してください。
- 検査、診断等に使用される医療機器については、計測の感度、特異性、再現性等、性能に関する資料を添付してください。

添付資料について

臨床試験の試験成績に関する資料

52

- 臨床試験資料は、申請する医療機器について、安全性に関する試験により確認された安全性及び性能に関する試験に基づき設定された性能、効果等を臨床現場で確認するための試験資料となります。
- 2箇所以上の農場等から収集され、統計学的に解析が可能で臨床的に十分評価できる検体数を用いた試験成績を記載してください。
- 臨床試験は、海外試験のみでも差し支えありません。

一括承認について

- 体内固定用プレート等、材質が同一で寸法等が異なるものについては、複数の製品を一括で承認申請することが可能です。
- 一括承認を受けるためには、承認申請書の製造販売しようとする品目の欄に一括して承認を受けようとする製品に共通する名称を記載し、別紙として各製品の販売名を記載してください。
- 形状、構造及び寸法の欄には、製品ごとに別紙として図面を添付し、製品ごとの違いが明確になるよう要所の寸法、重量を記入してください。
- 一般医療機器の製造販売届出も一括承認と同様の対応となります。

一括承認の記載例

申請書

3 製造しようとする品目

○○プレート (骨接合用品)

共通の名称を記載する

各製品の販売名は別紙のとおり

別紙

各製品の販売名

○○プレート△△用 (50mm)

各製品名の販売名を記載する

○○プレート△△用 (100mm)

○○プレート□□用 (50mm)

形状、構造及び寸法

製品ごとに図面を添付し、製品ごとの違いが明確になるよう要所の寸法、重量を記入。

指摘事項

55

【指摘事項・指摘事項回答に対する意見】

- 販売名 :
- 申請者名 :
- 申請年月日 :

項目	番号	指 摘 事 項	指 摘 理 由	意見又は措置
【全般】				
	1	○○○を△△△と修正してください。	□□□のため。	
【申請書】				
	2			
【添付資料】				
	3			

指摘事項に対する回答について

56

- 具体的、的確かつ科学的な根拠に基づいた回答をしてください。
 - ・指摘に対して、「既承認製品と同様である」や「現在申請中の〇〇〇〇と同様である」との回答は避けてください。
 - ・当該申請内容をもって判断する必要があるため、当該申請書及び添付資料で判断できるものとしてください。
- 指摘により変更した事項を申請書、概要書及び添付資料に確実に反映してください。
- 指摘内容が理解できない場合は、速やかに事務局に確認してください。

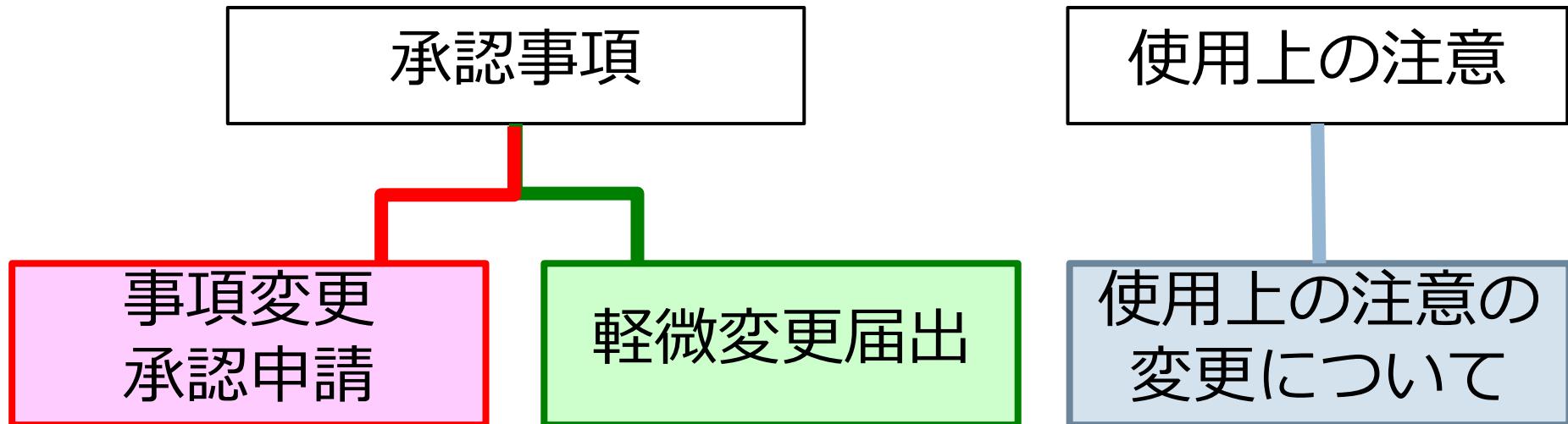
3

承認事項等の変更について

- ・承認事項等の変更について
- ・事項変更承認申請について
- ・軽微変更届出について
- ・使用上の注意の変更について

承認事項等の変更について

58



以下に掲げる変更以外の変更に限り、軽微変更届出の対象となります。

- イ 病原因子の不活化又は除去方法に関する変更
- 性能又は効果に関する追加、変更又は削除
- ハ イ及び□に掲げる変更の他、製品の品質、有効性又は安全性に影響を与えるおそれのあるもの

(動物用医薬品等取締規則第91条の31)

事項変更承認申請について 【提出書類】

59

- 動物用医療機器製造販売承認事項変更承認申請書
⇒正副2通
- 新旧対照表
- 添付資料（変更する項目に該当する資料）
- 各種製造販売業許可証、製造業（外国製造業者）
登録証の写し

注）必要に応じて、動物用医療機器適合性調査申請書も合わせて提出してください。（有効な基準適合証がある場合はその写しを提出してください。）

事項変更承認申請について

【注意事項】

60

- 一部分のみの変更であっても各欄全部記載してください。
- 参考事項欄に新旧対照表を添付してください。
- 新旧対照表には、備考欄を設け、**変更理由**を記載してください。
- 変更しない部分については、既承認内容と同一であることを確認してください（誤記であっても新旧対照表に記載のない事項の変更は追加の事項変更等を求める場合もあります。）

軽微変更届出について

【提出書類】

61

- 動物用医療機器製造販売承認事項軽微変更届出書
⇒正副2通
- 新旧対照表
- 参考資料として変更を反映した承認（又は事項変更承認）申請書（動物用医療機器については、該当ページのみで差し支えありません。）

軽微変更届出について 【注意事項】

62

- 変更後30日以内に提出してください。
- 変更した事項を新旧対照表に記載してください。
- **新旧対照表に記載のある事項のみが変更**となり、それ以外の事項が「変更を反映した承認（事項変更承認）申請書」で変更されていてもその変更は認められません。
- 「変更を反映した承認（事項変更承認）申請書」は、次の変更を行う際にベースとなる資料になります。最新版の管理には留意してください。
- 起算点は、「当該変更を行った時点」又は「当該変更により製造された製品の出荷時」のいずれか適切な方となります。

軽微変更が認められる事例

63

- 使用上の注意を参考事項に移動する等の申請書の記載整備
- 法改正に伴う様式変更
- 製造業者の名称変更、単位変更
- 誤記の修正（誤記であることが明らかな場合に限ります。）
 - 以下の条件を満たす製造所の追加
 - ①製造方法が同一であること
 - ②登録の範囲が同一であること
 - ③同一の登録の範囲で、現に製造している承認品目を示すこと（国内における最終製品の保管に係る製造所を除く。）
- 品質、有効性及び安全性に影響を与えない、寸法の変更、構成品の追加等
- 規格値を厳しくするのみの変更

使用上の注意の変更について

64

- 「使用上の注意の変更について」の届出書（正1通）を提出してください。
- 使用上の注意については、**軽微変更届出では変更できません。**
- 新旧対照表に変更内容及びその根拠を記載してください。
- 変更後の使用上の注意の全文を資料として添付してください。

4

製造販売届出について

- ・届出の流れ
- ・届出書記載事項

届出の流れ

66

□ 届出書の提出



□ 接受



□ 書類確認、事務手続き



□ 確認済印押印届出書
(写) の送付

【提出資料】

- 動物用医療機器製造販売届出書⇒**正1通**
- 第Ⅰ種、第Ⅱ種又は第Ⅲ種動物用医療機器製造販売業許可証の写し
- 動物用医療機器製造業（外国製造業者）登録証の写し

不備等がなければ1週間程度で**確認印を押印した届出書（写）のPDFをメールで送付いたします。**（確認済印に○○動薬第○○○○○号と記載されていますので、それを届出番号としてください。）

届出書記載事項

67

- 1 製造業者又は登録外国製造業者の氏名又は名称及び住所
- 2 製造業者又は登録外国製造業者の登録年月日及び登録番号
- 3 製造販売しようとする品目
(品目の概要は別紙に記載)
- 4 滅菌条件等
　滅菌済：滅菌条件を記載
　未滅菌：滅菌なしと記載
- 5 参考事項

届出書記載事項

品目の概要

68

- 製品の形状又は構造が確認できる写真あるいは図を示した上で、寸法、重量等を記載してください。
- 構成品ごとに原材料を示した上で、動物あるいは薬剤が直接触れる部分についてはその旨を記載してください。
- 操作方法又は使用方法（ハサミ及び人工授精用力テークルなどその形状等から使用方法が明確にできる製品を除く）を記載してください。
- 性能又は効果を記載してください。
- 特段の貯蔵方法があるものは貯蔵方法を記載してください。
- 滅菌品等必要なものは有効期間を記載してください。

届出書記載事項

参考事項

69

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第63条の2の規定により製品に添付される文書又はその容器若しくは被包に記載する使用及び取扱い上の必要な注意を記載してください。
- 反する動物由来物質の有無について記載してください。
- 担当者の氏名、連絡先、電話番号、E-mailアドレスを記載してください。

届出書記載事項

添付文書

70

- 製品に添付される添付文書がある場合は添付してください。
- 3の品目概要及び5の使用上の注意の記載については、添付文書にその記載が明確になつていれば、省略して差し支えありません。
- 添付文書がない場合は、「添付文書なし」と記載してください。**その場合、製品の容器若しくは被包に添付文書等記載事項が記載されている必要があります。**

5

届出事項の変更について

- ・届出事項変更届出について

届出事項変更届出について【提出書類】

72

- 動物用医療機器製造販売届出事項変更届出書⇒
正1通
- 新旧対照表
- 第Ⅰ種、第Ⅱ種又は第Ⅲ種動物用医療機器製造販
売業許可証の写し
- 動物用医療機器製造業（外国製造業者）登録証の
写し
- **参考資料として変更を反映した届出書**（該当ペー
ジの他全面を送付いただくと最新の届出内容を確
認できます。）

届出事項変更届出について【注意事項】

73

- 変更後30日以内に提出してください。
- 起算点は、「当該変更を行った時点」又は「当該変更により製造された製品の出荷時」のいずれか適切な方となります。
- 参考事項欄に既届出品目の届出番号及び届出年月日及び届出事項変更履歴を記載してください。
- 「変更を反映した届出書」は次の変更を行う際にベースとなる使用になります。**最新版の管理**には留意してください。
- **一般医療機器の品目廃止**についても当該届出書を提出してください。なお、一括して廃止する場合は製造販売する品目の欄に「別紙の通り」と記載し、別紙に当該品目の販売名、類別、一般的名称、動物用医療機器製造販売届出年月日及び届出番号を一覧表等で記載してください。
(平成29年1月19日28動薬第3375号動物医薬品検査所長通知)

6

その他の届出等について

- ・ 整理届出、承継届出について
- ・ 動物用医薬品等の承認申請に関する相談申込書について

整理届出、承継届出について

75

- **整理届出**：整理届出書（正1通）に事項変更を含む全ての承認指令書の原本を添付してください。
 - **承継届出**：動物用医療機器製造販売承認承継届出書（正1通）に以下の資料を添付してください。
 - ア 相続の場合
遺産分割の協議書等相続を証する書類
 - イ 合併の場合
合併契約書の写し等合併を証する書類
 - ウ 承認取得者が承継者との契約によりその地位を承継させる場合
契約書の写し（誰が、誰に、何をいつ引き渡すかを明記したもの）
誓約書の写し（承継品目に関する動物用医薬品等取締規則第49条第1項各号に掲げる資料及び情報の全てを承継することをその時期と併せて誓約したもの。ただし、農林水産大臣あてに誓約している場合は正本を提出。）
承継品目に関する承認指令書の写し
- 承継予定日まで2か月程度余裕を持って提出してください。

動物用医薬品等の承認申請に関する 相談申込書について

76

- 動物用医薬品等の承認申請に関する相談申込書（正1通）を提出することにより、必要な添付資料や申請区分等について判断が困難な場合は、事前に動物医薬品検査所に承認相談が可能です。
(http://www.maff.go.jp/nval/goiken/syonin_sodan/index.html)
- その際には、考え方られるケースを十分検討した上で具体的な相談内容（相談理由と自社での見解）としてください。
- 承認相談は、審査又は事前審査ではないことから、審査事項について回答は行っておりませんので、ご留意ください。